

委託業務仕様書

1 業務名

えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務の目的

資材価格の高騰による漁業経営の圧迫や、中国向け輸出停止の長期化等、厳しい状況が続く県内漁業者支援のため、県内小売店と連携した販売促進活動を行い、需要の拡大を図ることで、経営の安定化を目指す。

4 事業費

23,671,000円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 業務概要

本業務は、県内において、小売店と連携した県産水産物の消費促進キャンペーン（以下、キャンペーンという。）を実施するとともに、デジタルツールを活用した情報発信を介して県産水産物の魅力や美味しさをPRし、キャンペーン期間中に県産水産物を繰り返し購入する仕組み化を図るものであり、受託者は、県内水産業や県産水産物の消費動向等の現況を十分に理解した上、最大の効果を発揮するよう、以下の業務を円滑に実施すること。

6 ターゲット

本事業全体が仮説として設定するペルソナ像は、年齢は30～39歳の女性、職業は会社員事務職、居住地は県内、夫と共働きで、小学生の子供2人の4人家族、興味関心は子育て、家族の健康、食、ショッピング、料理はするが腕前は普通、と想定している。

なお、事業執行にあたって、より適切なターゲットがあると考えられる場合、受託事業者で検討の上、提案することとし、これらを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。

7 実施業務

(1) ディレクション業務

- ① 本事業の目標達成の指標（KGI）をキャンペーン参加小売店における県産水産物の売り上げ増加額とし、事業目標を達成するためのターゲット設定及びブランド・コンセプト、事業の全体計画、スケジュールを策定し、併せて提案すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定する。
- ② 策定した全体計画に基づき、各種業務において進捗管理すべき数値目標（KPI）

を設定し、企画提案書に記載すること。（例えば、キャンペーンサイト中の実施店一覧ページの閲覧等、購入等につながると考えられる行動など、事業効果の測定を念頭に置いた数値の設定とすること。）数値目標については、他事例を参照するなど、数的根拠を示すこと。

- ③ 策定した全体計画に基づき、各種業務をディレクションすること。

（2）小売店キャンペーンの企画・実施業務

- ① 県内小売店と連携した消費促進キャンペーンを3回実施すること。なお、キャンペーン期間は、夏季と秋季、冬季の各1回、各1カ月間程度の実施を想定しているが、詳細な実施時期や期間は事業協力者等との協議を踏まえ決定すること。
- ② 出来る限り広範囲をカバーし、多くの消費者がキャンペーンに参加できるよう、小売店と調整を行うこと。
- ③ キャンペーンは、(3)で活用する「デジタルツール」と連動する形で展開するとともに、購入特典や、消費者の関心を引く情報発信、売り場づくり等、県産水産物の魅力を広く発信し、認知度向上及び販売促進につなげることができる企画とすること。（購入特典の効果的な配付方法も含めて検討すること。ただし、実際の配付にあたっては、キャンペーン実施小売店等でのオペレーション等により制約が生じると考えられることから、受託者からの提案を元に、愛媛県と受託者、小売店等との協議により決定する。）

（3）販売促進ツール等製作業務（デジタルツールの活用）

- ① 県産水産物の魅力や美味しさ等をまとめた情報サイトを構築（プル型）することとし、遊べる、学びがある等、消費者の関心を引くよう仕掛けを工夫すること。また、その発信（プッシュ型）にあたっては、できる限り広範囲をカバーし、多くの消費者に情報を届けられるよう、利便性の高いデジタルツールを活用すること。
- ② 購入特典の配布にあたっては、即日小売店店頭で受け取り可能な抽選システム（プル型）を活用することとし、エンタメ要素を取り入れ、持続的に収集したいと思えるクオリティの高いものを目指すこと。
- ③ 上記の他、キャンペーン、広報で使用する、ポスター、ポップ、Web広報用素材などを必要に応じて製作、配付すること。
- ④ 上記で製作、納品された成果品や素材については、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配付、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。ただし、肖像権等、使用期間の設定が必要な素材については、県と協議の上、決定すること。

（4）広報業務（水産業に精通したタレント等起用）

- ① 消費者のキャンペーンへの参加促進、キャンペーン全体について広報を行うこと。また、これに連動して、美味しさ、機能性、食べ方提案など、県産水

産物の消費拡大につながる情報発信を行うこと。

- ② 広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度が高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数、配信地域を提案し、ターゲット層を踏まえた配信設定を行うこと。
- ③ 広告に当たっては、訴求力のある広告記事や広告用の写真、動画等を制作し、選択したプラットフォームに最適化すること
- ④ デジタルプロモーションを実施する際は、特に以下に留意して行うとともに、可能な限り県のオウンドメディアの活用や誘導に努めること。

【対象とする県のオウンドメディア】

ホームページ：県ホームページ内「水産王国えひめ」

(https://www.pref.ehime.jp/h37100/suisan_okoku_ehime/)

Instagram：「水産王国えひめ」（アカウント：suisanoukoku_ehime37100）

(ア) 基本的な業務内容

- ・プロモーションごとに設定した成果目標を達成するために、最大限の効果を発揮する広告配信を行うこと。
- ・広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。
- ・広告クリエイティブについては、過去事業において愛媛県が制作したクリエイティブ等の活用も含め、広告効果の最大化を図る上で最適なクリエイティブを作成すること。
- ・事業効果を高めるために必要であれば、キャンペーン特設サイトの立ち上げ又は上記に示したウェブサイト等へ特設ページを制作することも可能とする（県ホームページへ特設ページを設置する場合は、ウェブサイト管理事業者と連携のうえ制作すること。）。なお、制作に係る費用は本事業費に含めること。
- ・クリエイティブ及びメディアプランについての 効果検証が可能な設計とし、数値目標（KPI）を設定すること。
- ・広告配信後のクリック・閲覧回数、広告接触者の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からの誘導状況等を常にモニタリングし、スピード感を持って配信設定の改善等に的確に対応すること。

(イ) 配信設定

- ・ターゲット層を踏まえた、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- ・「Call-to-Action」等を活用してウェブサイト等への誘導を図ること。
- ・動画広告を利用する場合は、興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等の工夫を行うこと。
- ・広告配信の最適化のため、コンバージョン計測タグを設置するなど、効果を高める上で必要な設定を行うこと。

(ウ) 広告配信時期

- ・広告配信時期については、社会情勢、キャンペーン等の実施時期を踏まえた上で、最適な時期を提案すること。なお、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

(5) 効果測定及び報告業務

- ① 事業全体及び各種業務ごとの効果検証スキームを企画提案書に具体的に記載すること。これを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、効果検証方法を決定するものとする。
- ② デジタルプロモーションを行う場合にあつては、クリエイティブ・メディアプランを評価する視点で、広告配信状況やウェブサイトのアクセス分析を行い、適宜レポートを作成し、提出すること。
- ③ 広告のクリック・閲覧回数、広告接触者等の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からのサイト誘導状況等を分析しながら、事業の中間状況に応じてターゲットの変更、絞り込み等改善策を愛媛県と協議の上、本業務を実施すること。
- ④ 事業完了時に、本事業が県産水産物の認知や関心等の向上へ与えた影響についても、数値化して分析を実施すること。

(6) その他

- ① 上記業務以外に、効果的な企画がある場合は、追加提案として企画提案書に記載すること。実施の可否や具体的内容については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであつて、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。
- ② 本業務に係る全ての経費（調査・分析、報告等に係る経費、事業協力費、プレゼント代等含む）は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ③ 各業務上で必要となるアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ④ 業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」のほか、「愛媛県情報セキュリティポリシー」、「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の完了検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

9 再委託の可否

本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の要及

びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りではない。

10 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」及び「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

12 著作権等

- (1) 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (2) 県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者いかなる権利も主張できない。
- (3) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (4) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (5) 成果及び委託用務のために使用された県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

13 成果品

- (1) 提出物
 - ① 実施報告書（A4判） 紙媒体1部、PDF及びWordデータを格納したDVD
 - ② 業務の遂行過程で作成したデータ一式（写真：jpeg、動画：mp4、販促ツールデザイン：ai等）
 - ③ その他県が業務の確認に必要と認める書類。
- (2) 提出場所

愛媛県農林水産部水産局漁政課

(〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2)

(3) 提出期限

令和9年2月26日

14 その他

本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。